○農林水産省告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市マキノ町野口字大畑八五六、八五六の一、八五七、八五七の一、八五七の二、八五八から八六二まで、八六二の一、八六三（次の図に示す部分に限る。）、字南橋八七〇から八七三まで、八七三の一、八七四、八七五、八七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県近江八幡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字保月字ヲチ岩一の四・一の五・四の一から四の三まで・大字五僧字落岩二〇〇の四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

字ヲチ岩一の四・一の五・四の一から四の三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字落岩二〇〇の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字樋田字花切三一九・字ショボ谷三二八・字メトリ三四三の一・字高谷三四四・字ドウカクボ三四五・字割谷三四六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県愛知郡愛荘町竹原字南大工ヶ谷一七から一九まで、字池ヶ谷二〇、二二から五〇まで、字粟ヶ谷五一から五四まで、五七から六〇まで、六二から六五まで、字熊ヶ谷六六から七一まで、字境谷七二から八〇まで、八三から八六まで、八九、九〇の一、九一の一、九一の二、九二の一、九三の一、字薬師ヶ谷一四一の一、一四一の二、一四一の四、一四二の一、一四二の二、一四三の一、一四三の二、一四四、一四五、一四九から一五六まで、字堂田山一五七から一六三まで、一八六、一八九の二、一九〇の一、一九五の一、一九六、一九七の一から一九七の四まで、一九八から二〇一まで、字鳥ヶ尾二〇二から二一四まで、二一四の一、二一五から二三〇まで、字上之川山二三二の一、二三二から二三八まで、二四〇から二五六まで、二五八、二五九、字谷田山二六〇から二六九まで、二七三から二八〇まで、二八〇の一から二八〇の八まで、二八〇の一〇、二八〇の一一、字北岡二八一から三〇一まで、三〇三から三一四まで、三一六、三一八、三二〇、三二一の一、三二二の一、三二四、三二五、字谷田四一二から四一五まで、四一九の一、四二〇から四二二まで、四三三、四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五、四三五の一、四三五の二、四三六から四四二まで、字上之川四五五、四五五の一、四五八、四五九、斧磨字熊ヶ谷一四七四の一、一四七五から一四八二まで、一四八四、一四八五、一四八六の一、一四七七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び愛荘町役場に備え置いて縦覧に供する。）